

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月	直近の更新年月
小野町	吉野辺地区	令和4年3月	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	27.7 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	26.8 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	8.8 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2.9 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	2.4 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	26.0 ha
(備考)	

2 対象地区の課題

地区内全体で、跡継ぎがない者及び跡継ぎが不明の者が7割おり、今後の農業経営について、規模縮小や離農を考えている者が3割存在している状況にある。今後、耕作放棄地の発生が懸念されることから、当該地区内の持続的な農業の発展を図るために地区内から中心経営体を創出し、農地を集積集約する必要がある。また、地区の中央に位置する吉野辺川(準用河川)の氾濫や大雨時の越水による農地への被害が頻発し、営農意欲の低下が進行している。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

吉野辺地区内において土地改良事業(ほ場整備事業)を実施することで、農作業条件の向上を図り、中心経営体である認定農業者等による農地利用・流動化を促進する。

中心経営体と地元住民による役割分担により、経営体育成を促進する。

集落営農組織の設立により、農地利用の流動化を促進する。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	水稲 ほか	2.6 ha	水稲 ほか	8.0 ha	吉野辺地区
認農	B	牧草 ほか	1.5 ha	牧草 ほか	10.0 ha	吉野辺地区
到達	C	水稲 ほか	1.5 ha	水稲 ほか	8.0 ha	吉野辺地区
計	3人		5.6 ha		26.0 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

吉野辺地区内で県営土地改良事業の実施を推進し、農作業条件の向上を図り、中心経営体の営農意欲の向上を促進する。

また、地区内で集落営農組織を設立し、個人の認定農業者のみに頼らず、住民協力一致した営農体制を構築する。

このほか、地区内で新規就農者や後継者等が出た場合には、技術的・労働的な部分を支援し地域ぐるみで育成し、持続可能な地域農業を推進し、農業用機械や設備の導入、更新にあたっては積極的に補助事業等を活用していく。

○持続可能な地域農業について

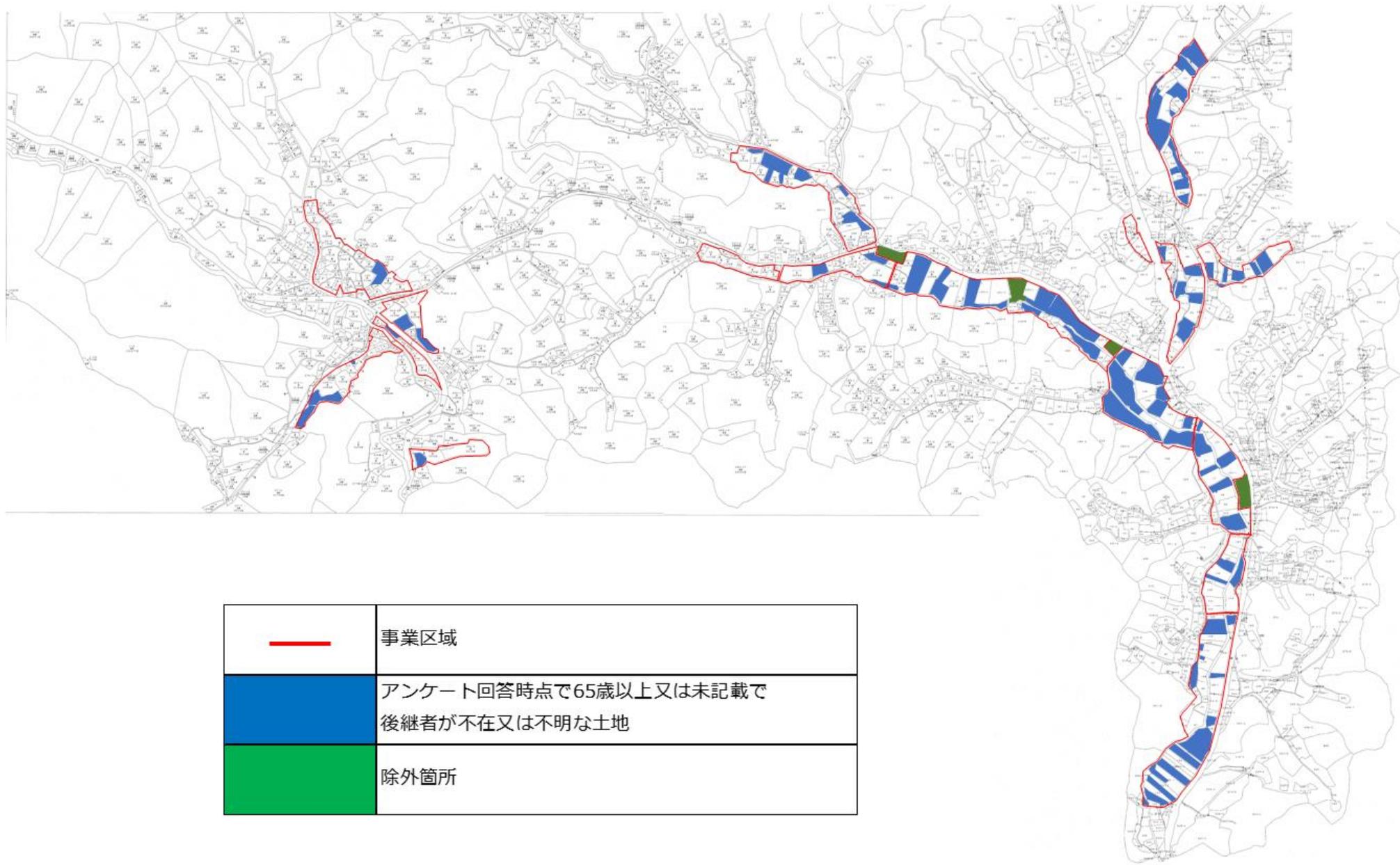
今後の地域農業の在り方について、地区が一丸となって地域の農地を守り、農業経営の安定を図るため担い手に農地を集積するとともに、担い手が円滑に営農できるよう地域が労働力的支援を行う体制づくり(中心経営体と地区住民の役割分担)を構築する。

○農地中間管理機構の活用方針

吉野辺地区を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

吉野辺地区 人・農地プラン区域図



	事業区域
	アンケート回答時点で65歳以上又は未記載で 後継者が不在又は不明な土地
	除外箇所